

平成25年3月18日

報道資料

奈良県 健康福祉部 地域福祉課

地域福祉推進係

TEL 0742-22-1101 (内線2817)

TEL 0742-27-8503

FAX 0742-22-5709

担当：久保、藤本

福祉サービス第三者評価 認証及び基準等委員会の開催

福祉サービス第三者評価事業とは福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行う仕組みであり、事業者の福祉サービスの質の向上を図ることを目的としています。

この度、奈良県における福祉サービス第三者評価事業を推進するために、認証及び基準等委員会を下記の通り開催します。

1. 開催日時
平成25年3月19日(火) 13:30～
2. 開催場所
奈良県庁 5F 第1会議室
3. 会議内容
 - 1) 平成24年度受審実績について
 - 2) 評価機関認証実施要綱の改正について
 - 3) 今後のスケジュールについて
 - 4) その他
4. 傍聴手続等
 - 1) 定員…先着順10名
 - 2) 受付…13時10分から13時25分までとします。
 - 3) 傍聴申込書（当日受付で用意していますので、ご記入願います。）
5. 会議を傍聴する場合に守っていただく事項
 - 1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。
 - 2) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。
 - 3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。
 - 4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
 - 5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、許可を得た場合は、この限りではありません。
 - 6) 携帯電話を使用しないこと。
 - 7) 非公開となる議題の審議にはいる場合で指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。
 - 8) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

奈良県福祉サービス第三者評価認証及び基準等委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、奈良県福祉サービス第三者評価認証及び基準等委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 本県において福祉サービス第三者評価（福祉サービスの事業者及び利用者以外の者が公正かつ適切に福祉サービスを評価することをいう。以下「第三者評価」という。）を行う機関の認証に関すること。
- 二 第三者評価の基準及び手法に関すること。
- 三 第一号の認証を受けた機関の調査者に対する研修に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、第三者評価の事業の実施に関すること。

(組織)

第三条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 社会福祉に関し学識経験を有する者
- 二 福祉サービスの提供者を代表する者
- 三 福祉サービスの利用者を代表する者

(任期)

第四条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第七条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。